各 【都道府県知事 保健所設置市長 特 別 区 長

消費者庁次長

アレルギー物質を含む食品の検査方法について

アレルギー物質を含む食品については、特定のアレルギー体質を持つ方の健康危害の発生を防止する観点から、平成13年4月からその表示について法的に義務化しているところであり、「アレルギー物質を含む食品の検査方法について」平成14年11月6日食発第1106001号厚生労働省医薬局食品保健部長通知(以下「旧通知」という。)において、別添1「アレルギー物質を含む食品の検査方法」、別添2「判断樹」、別添3「判断樹について」、別添4「標準品規格」が示されているところである。

今般、食品衛生法に基づく表示の所管が消費者庁に移管されたこと等から、当該通知を 別添のとおり変更し、新たに通知を発出するものである。

今後、アレルギー物質を含む食品の検査方法については、その検査技術の進歩に対応し、 順次見直しを行っていくこととしているので、ご留意願いたい。

なお、本通知の制定に伴い、旧通知は廃止する。